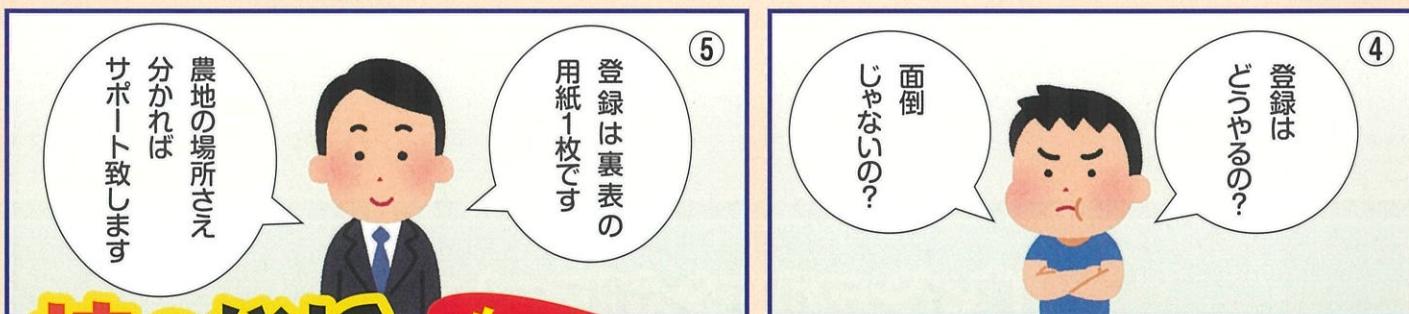
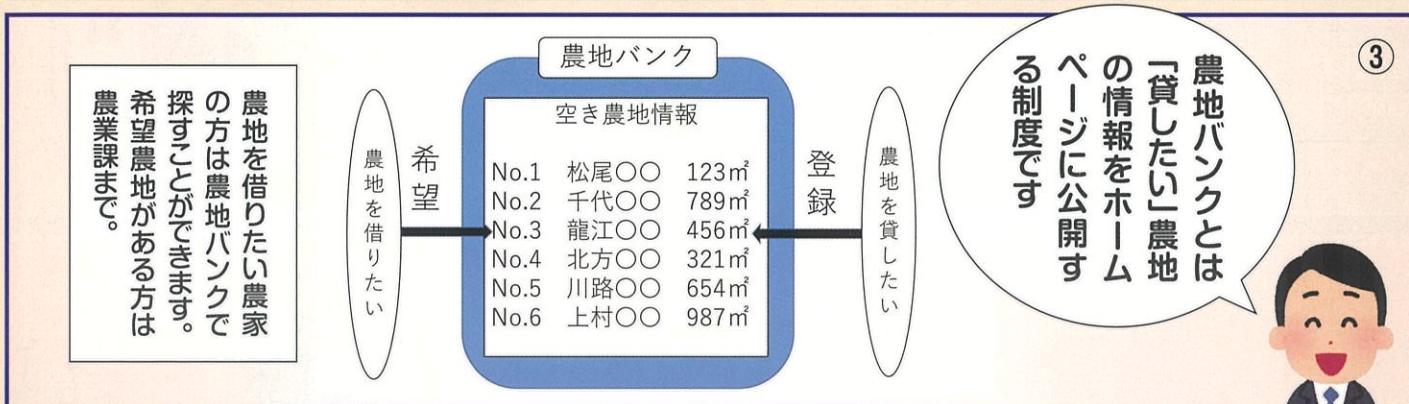


広報 みどりの風

~Wind of Green~

No.216 2023年11月号 飯田市農業振興センター 飯田市鼎東鼎281番地(飯田市農業課内) ☎0265(21)3217 <https://www.iida-nougyou.com/>

農地を貸したい方 借りたい方 農地バンク があります!



柿の伐採

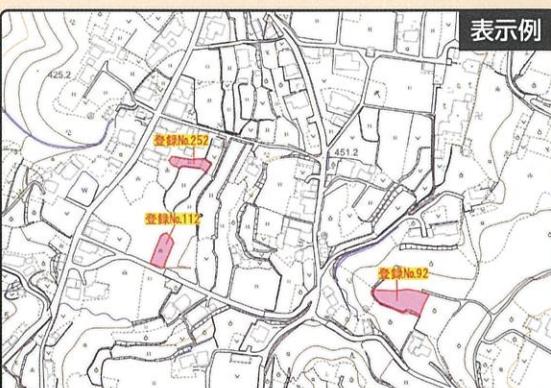
ちょっと待って！

柿の木のある農地は人気があります。
切る前に、農地バンクへの登録をお待ちしています！

●空き農地情報のホームページ 飯田市 空き農地 検索

ホームページには一覧表と右の地図のように公開されます。
登録に関するお問い合わせは農業課まで。

お問合せ先 飯田市農業課農村振興係 ☎0265-21-3217



この時期に注意したい事

焼却作業は適正に

屋外で廃棄物を焼却する「野焼き」は、法律で原則禁止とされています。農家の皆様が行う稻わらなどの焼却は、あくまで「例外とされる焼却」です。

農家の皆様は、可能な限り焼却によらない方法(堆肥化、土壌改良資材や敷わら等の活用)により処理をするようにしましょう。やむを得ずに焼却作業を行う際には、必ず複数人で行い、周囲の生活環境への影響が最小限となるよう配慮してください。



農薬の適正保管廃棄について

農薬はその性質上、適切に保管管理をし、適切に処理することが極めて重要になります。長野県内でも不要農薬の処分に起因した人身事故が発生しています。農薬以外のものと区別して保管するなど適正に管理しましょう。また、農薬は計画的に購入し、使い切るよう心掛け、空容器の廃棄は法令を遵守し適正に行いましょう。



鳥獣被害を防ぐために

畠の農作物の残渣が野生鳥獣の餌になっています。「野菜や果実を摘果する」ことはもちろん、「収穫しなかった農作物を土に埋めて餌にさせないようにする」等、餌になるようなものを残さないことが重要になります。皆様のご協力で農業被害を未然に防ぎましょう!



鳥インフルエンザについて

海外から野鳥が飛来する時期となり鳥インフルエンザが流行する季節を迎えます。

- 同じ場所でたくさんの死亡した野鳥を見つけたら、南信州地域振興局林務課(平日:53-0423、時間外:23-1111)及び飯田市林務課(24-4567)にご連絡ください。
- 飼っている鳥(家きん)が死んでしまったら、飯田家畜保健衛生所(53-0439)及び飯田市農業課(21-3217)にご連絡ください。



長野県HP

農林水産省HP

お問合せ先

飯田市 農業課 生産振興係 ☎0265-21-3217